

## 国立大学法人筑波大学 第4期中期目標・中期計画

| 中 期 目 標   | 中 期 計 画 |
|---|---------|
| <p><b>(前文) 法人の基本的な目標</b></p> <p>筑波大学は我が国における大学改革の先導者であることを強く意識し、建学の理念に基づき、あらゆるボーダーを越え、研究教育の多様な分野で世界を牽引し、海外の有力大学に比肩する競争力を実現する。多様な格差や分断が顕在化する予測不能な時代において、筑波大学は怯むことなく「あるべき未来」を自ら描き、大学及び社会の停滞や固定化を打破する。新しい日常を築き、社会を変革させていくエンジンとして、学問の自由を共有できるパートナーとともに新たな学問分野の創成とトランスボーダー教育モデルを確立し、我が国のみならず世界に対するソーシャルインパクトを生み出す。こうした社会的役割を通して、アカデミアとして未来社会の基盤となる“GLOBAL TRUST※”の創出を目指し、以下の目標を掲げる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 世界の競争と共創の環境の中で、国際的求心力を高めるとともに、新しい時代を支えるGLOBAL TRUSTの創出という役割を果たす真の総合大学を実現する。</li> <li>2. 自然と人間、社会と文化に係る幅広い学問分野における専門性を深めつつ、多様な分野の協働により地球規模課題の解決に挑む新たな学問分野を創成し、卓越した知の創造拠点として世界トップクラスに比肩する研究を展開する。</li> <li>3. 世界から多様かつ優秀な学生を受け入れるとともに、幅広い最先端の研究成果に裏打ちされ、学生の個性と能力を開花させる教育手法を確立し、主体性・社会性を基盤として未来を創り出す力を生涯にわたって養い、世界で活躍できる人材を育成する。</li> <li>4. 我が国最大のサイエンスシティである筑波研究学園都市の総力を結集し、世界に冠たる実験フィールドとするための中核的役割を担い、我が国のグローバル競争力強化に貢献する未来都市の創成を牽引する。</li> <li>5. 持続的な成長を支えるため、学長のリーダーシップの下、社会とのエンゲージメントを前提とした財源の多様化を含め、強固な経営基盤を確立する。併せて、デジタルトランスフォーメーションやヒューマンエンパワーメントの推進により、活力にあふれたマネジメント体制を構築する。</li> </ol> |         |

※GLOBAL TRUST：個人と個人、個人と社会（あるいは組織など）だけでなく、社会と社会（あるいは組織と組織、国と国など）まで含めた信頼関係

◆ 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和4年4月1日～令和10年3月31日までの6年間とする。

I 教育研究の質の向上に関する事項

1 社会との共創

1 世界トップクラスに比肩する研究大学を目指して、国、機関、学内組織などの壁を越え積極的に学内外の研究・教育資源を活用できる教育研究体制を構築する。国内外の多様かつ優秀な研究者や学生を獲得し、世界トップレベルの研究者として育成するとともに、強みのある特定分野を基盤に地球規模課題を解決し、未来社会の創造に貢献する研究分野を柔軟に創出して、戦略的に国際的なプレゼンスを高める。併せて、データ基盤を含む最先端の教育研究設備を最大限に活用し、研究動向分析をもとに、産学官を越えた国際的なネットワーク・ハブ機能等の知的資産が集積するグローバルな発信力の高い世界最高水準の教育研究拠点を構築する。②

I 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 社会との共創に関する目標を達成するための措置

1 海外教育研究ユニット招致制度と併せて国際テニュアトラック制度を通じて、国内外の優秀な研究者（学生を含む）を獲得・育成する国際頭脳循環事業を推進するとともに、循環型方式等の戦略的な教員人事により、国際的に活躍できる優秀な若手研究者を確保する。【指定国構想】

|      |  |
|------|--|
| 評価指標 | 1 海外教育研究ユニットを率いるPrincipal Investigator (PI) の数：新規4名<br>2 国際テニュアトラック：新規8名<br>3 戦略的な教員人事による若手研究者採用数：270名（第4期中累計） |
|------|--|

2 センター化を推進する事業（研究循環システム）における支援を戦略化して国際的な研究拠点を形成しつつ、発展性のある分野横断型研究のインキュベーターである「学術センター」を通して課題に応じた支援を行いながら新分野の創出を推進する。【指定国構想】

|      |                  |
|------|------------------|
| 評価指標 | 4 学術センター設置数：新規3件 |
|------|------------------|

3 強みとなる研究分野の活性化と融合研究分野の創成のために、学内外の知的資源を把握した上で、数理解析、URA・データエンジニア等の活用を通して世界の教育研究動向と研究機関の研究力の分析をより深めることで研究戦略を高度化する。

|      |   |
|------|---|
| 評価指標 | 5 研究支援の焦点を絞るために複数機関を跨ぐIR (Trans-IR) 等に基づく研究資源及び研究者のマッピングを行う。<br>6 多様な専門職人材の役割を明確化するため、令和4年度(2022年度)中に専門職人材を就業規則上の新たな職として設定する。さらに、学内の人的資源を可視化し研究戦略に十分活用するため、全学的な体制である「専門職人材ユニット(仮称)」を令和6年度(2024年度)までに構築する。 |
|------|---|

4 本学と協定を締結した海外のパートナー大学との間でキャンパス機能を共有し、国境や機能の壁を越えたトランスボーダーな教育研究交流を実現するCampus-in-Campusの仕組みと海外拠点を活用して、世界の大学・機関・自治体との双方向的活動を展開・活性化するネットワーク・ハブ機能を構築する。【指定国構想】

|      |   |
|------|---|
| 評価指標 | 7 Campus-in-Campus協定を締結したパートナー大学数：15校(開始以降累計) |
|------|---|

## 2 教育

2 深い専門性と幅広い教育を行う学位プログラム制を通じて、課題を設定して探究するという基本的な思考を身に付けさせるとともに、視野を広げるために他分野の知見も取り入れることで、主体性・社会性と幅広い教養を身に付けた人材を養成する。(学士課程)

⑥

## 2 教育に関する目標を達成するための措置

5 チューター教員及びこれをサポートする大学院生等を活用した指導体制を構築し、学生の関心に沿った多様な学びを基盤に専門を深めるチュートリアル教育を開始する。【指定国構想】

|      |  |
|------|--|
| 評価指標 | 8 チュートリアル教育対象学生数を令和9年度(2027年度)末時点で1学年40人にする。 |
|------|--|

6 学生自身がもつ社会や学術の問題意識から課題を創造して探究するという思考（デザイン思考）を身に付けさせるとともに、学士課程の学位プログラムの内部質保証の実質化により専門性・学際性を深める。【指定国構想】

|      |  |
|------|--|
| 評価指標 | 9 教員及び事務組織が連携した教学情報マネジメント環境を整備することにより、様々な教学情報を統合し、教育モデルの開発やコンテンツ開発支援を行うとともに、教学IRによる学生の主体性、専門性、学際性の評価を実施する。 |
|------|--|

7 学生の主体性・社会性を涵養するために、教育課程はもとより課外活動と、教育的効果を意図した形態に整備した学生宿舎を全学生の学びの機会及び場として活用することにより、修学的な効果を高める。

|      |   |
|------|---|
| 評価指標 | 10 課外活動、学生の主体的活動を支援するつくばアクションプロジェクト（T-ACT）等に参加する学生を令和9年度（2027年度）末までに全学生の90%にする。<br>11 学生宿舎への新入生の入居率を令和9年度（2027年度）末までに80%にする（体験入居、ショートステイを含む）。 |
|------|---|

8 学生の主体的研究活動を研究者としての待遇保証により促進する。分野を越えた研究教育を進める体制を強化し、全ての教員組織・分野の教員が横断して関わる先進的な高度学際型教育を実現する。【指定国構想】

|      |   |
|------|---|
| 評価指標 | 12 学生が主導する研究に対する研究費支援：100名／年<br>13 令和9年度（2027年度）末までに博士後期課程の学生全員を経済的に支援する（給付、奨学金、TA、TF、RA、旅費支給等）。<br>14 先進的な高度学際型教育の実施体制等について、全学横断型の新学術院（新学際創造学術院（仮称））の設置も視野に入れ、令和7年度（2025年度）までに具体的計画を策定し、速やかに実行に移す。 |
|------|---|

3 深い専門性の涵養や、異なる分野の研究者との協働等を通じて、研究者としての幅広い素養を身に付けさせるとともに、独立した研究者として自らの意思で研究を遂行できる能力を育成する先進的な高度学際型教育を実現することで、アカデミア、産業界等、社会を牽引できる人材を養成する。（博士課程）⑧

- 9 魅力ある研究を推進しつつ、学位プログラムの見直し等により大学院博士後期課程における教育を充実し、博士後期課程への進学に繋げるとともに、「ヒューマンエンパワーメント推進局」を活用することで、全ての博士課程学生のキャリア形成支援を強化する。【指定国構想】

|      |   |
|------|---|
| 評価指標 | <p>15 博士後期課程への内部進学率を15%に向上させる。</p> <p>16 人文社会ビジネス科学学術院に研究者養成の法学系の博士後期課程学位プログラムを再組織化すべく、令和6年度（2024年度）までにその具体的方策を決定し、令和9年度（2027年度）までに実施する。</p> <p>17 ダイバーシティ・マネジメントを踏まえたキャリア形成支援環境を構築するため、ヒューマンエンパワーメント推進局を令和4年度（2022年度）中に設置する。</p> |
|------|---|

- 4 データ駆動型社会への移行など産業界や地域社会等の変化に応じて、社会人向けの新たな教育システムを機動的に構築し、数理・データサイエンス・AIなどリテラシーレベルはもとより応用基礎レベルの素養を身に付けた人材育成や、既存知識をリバイズし、産業界等において社会の中核として活躍する人材を養成することで、社会人のキャリアアップを支援する。⑩

- 10 数理・データサイエンス・AIの応用基礎レベルと応用レベルのプログラムを整備し、それらを活用して課題を解決できる人材育成を推進する。また、世界トップレベルの研究者・技術者の育成、企業等のニーズを踏まえた高度情報専門人材の育成のため、大学・高専機能強化支援事業の仕組みを活用し、令和7年度（2025年度）に、理工学群工学システム学類の入学定員を13名、情報学群情報科学類の入学定員を10名、情報学群情報メディア創成学類の入学定員を8名増員する。なお、第5期中期目標期間終了時までには他学群・他学類を中心に同規模の定員を減ずるため、令和9年度（2027年度）末までに収容定員減に係る具体的な計画を決定する。

|      |  |
|------|--|
| 評価指標 | <p>18 社会人大学院課程に新たな数理・データサイエンス・AIを基盤とした経営に資する教育プログラムを開講し、令和9年度（2027年度）までに、実施状況を踏まえプログラム内容の見直しを行う。</p> |
|------|--|

5 学生の海外派遣の拡大や、優秀な留学生の獲得と卒業・修了後のネットワーク化、海外の大学と連携した国際的な教育プログラムの提供等により、異なる価値観に触れ、世界で活躍できる人材を養成する。⑫

11 民間企業等の新規事業の創出・成長を牽引して、将来の企業等を背負うトップマネージャーとなる中堅クラス等を対象とした最先端教育プログラムを開発する。

|      |  |
|------|--|
| 評価指標 | 19 博士後期課程の早期修了プログラムを充実させるとともに、「協働大学院」方式に代表される民間企業及び研究開発法人等との協働による学位プログラムを、現在の生命科学及び工学系分野の充実に加えて、他分野に拡大する。<br>20 初中等及び高等教育マネジメント人材養成プログラムの具体的計画を令和6年度（2024年度）までに策定し、令和9年度（2027年度）までに実施する。 |
|------|--|

12 海外派遣を必修とする教育プログラムを拡大するとともに、学生の海外派遣支援事業を拡大する。

|      |  |
|------|--|
| 評価指標 | 21 本学または海外大学の単位取得を伴う海外留学（武者修行プログラム等）を行う学生を令和9年度（2027年度）末までに2,000人／年にする（オンラインによる履修を含む）。 |
|------|--|

13 アドミッションセンターの国際化を進め、そのもとで海外オフィス等の海外拠点を活用し、教育研究コンテンツの世界発信等を通じ、優秀な留学生を獲得する。【指定国構想】

|      |   |
|------|---|
| 評価指標 | 22 外国人学生（学士課程学生、大学院学生、特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、研究生、ショートステイプログラム参加者等）を令和9年度（2027年度）末までに4,500人／年にする（オンラインによる履修を含む）。 |
|------|---|

14 日本人学生の英語コミュニケーション力、外国人学生の日本語によるコミュニケーション力を向上させ、学術的な専門力と汎用力を鍛え、特色を生かした多様な短期・長期の教育プログラムによって国内外のアカデミア、産業界等、多様な社会で活躍できる人材を養成する。【指定国構想】

|      |   |
|------|---|
| 評価指標 | <p>21 本学または海外大学の単位取得を伴う海外留学（武者修行プログラム等）を行う学生を令和9年度（2027年度）末までに2,000人／年にする（オンラインによる履修を含む）。（再掲）</p> <p>23 外国人留学生（正規生）における日本語教育科目受講者の割合を令和9年度（2027年度）末までに25%にする（単位修得の有無に関わらない。また、オンラインによる履修を含む）。</p> |
|------|---|

15 教育研究の人的・財政的支援を呼び込むために卒業・修了後のネットワーク化を推進する。

|      |  |
|------|--|
| 評価指標 | <p>24 卒業・修了生に向けて定期的な情報発信を行うとともに、ホームカミングデーや同窓会などのイベント（オンラインを含む）を開催する。</p> |
|------|--|

16 日本初の海外分校（海外学部）を設置することにより、海外において日本の大学の学位を取得できる教育を展開し、現地の教育機関や企業等との連携による教育モデルの改善を重ね、社会実装型の教育を展開する。【指定国構想】

|      |   |
|------|---|
| 評価指標 | <p>25 海外分校設置に係る日本とマレーシアの各種制度的基盤を踏まえて、第4期中にマレーシア分校を設置する。</p> |
|------|---|

### 3 研究

6 真理の探究、基本原理の解明や新たな発見を目指した基礎研究と個々の研究者自身の動機に基づいて行われる卓越した多様な学術研究を世界と競合・協働し続ける大学として持続的に強化する。併せて、時代の変化に依らず、継承・発展すべき学問分野に対して必要な資源を確保する。⑭

7 地域から地球規模に至る社会課題を解決し、より良い社会の実現に寄与するため、研究により得られた科学的理論や基礎的知見の現実社会での実践に向けた研究開発を進める。そのために、産学官の壁を越えた人的・財政的投資によるニーズドリブン型産学共同研究を推進し、社会変革につながる共創的イノベーションの創出を目指す。⑮

### 3 研究に関する目標を達成するための措置

17 競争的研究費の獲得を強化し、財源を多様化しつつ、オープンファシリティ、技術職員、URAによる研究基盤強化により、卓越した学術研究を推進する。【指定国構想】

|      |  |
|------|--|
| 評価指標 | 26 査読付き論文数を令和9年度（2027年度）末までに3,900報／年にする。<br>27 外国語による著書数を令和9年度（2027年度）末までに110冊／年にする。<br>28 URA、技術職員などの高度な研究支援人材の役割を明確にし、全学的なマネジメント体制を構築するとともに、能力・実績を適切に処遇に反映するシステムを令和6年度（2024年度）までに整備する。 |
|------|--|

18 学問分野を継承し発展させるために、循環型方式等の戦略的な教員人事により、若手研究者のポストを確保する。【指定国構想】

|      |   |
|------|---|
| 評価指標 | 29 承継教員における若手教員（39歳以下）比率を令和9年度（2027年度）末までに23%にする。 |
|------|---|

19 ニーズドリブン型共同研究を推進するために、企業等が求める開発に係る基礎研究を推進するBusiness to Academia（B2A）研究所と、社会ニーズに対応できる外部法人を設立する。【指定国構想】

|      |   |
|------|---|
| 評価指標 | 30 B2A研究所の設置：新規5件（令和6年度（2024年度）までに2件、令和7～9年度（2025～2027年度）に毎年度1件、計5件）<br>31 産学共著論文の被引用数を令和9年度（2027年度）末までに25回／年にする。<br>32 外部法人設立：新規1社（令和4年度（2022年度）に設置） |
|------|---|

|   |   |      |   |      |   |
|---|---|------|---|------|---|
| <p>8 産業界等との連携・共同によりキャリアパスの多様化や流動性の向上を図り、博士課程学生やポストドクターを含めた若手研究者が、産学官の枠を越えた国内外の様々な場において、自らの希望や適性に応じて活躍しその能力を最大限発揮できる環境を構築する。⑩</p>  | <p>20 教育及び産学連携を担当する部署が連携して提供するアントレプレナーシップ教育を基盤に大学発ベンチャー創出を活性化し、設立されたベンチャーへの国内外からの資金の呼び込みを支援し、ベンチャーとの共同研究や大学へのリターンをもとにした教育研究活性化のエコシステムを確立する。【指定国構想】</p> <table border="1" data-bbox="1140 316 2132 523"> <tr> <td>評価指標</td> <td>33 アントレプレナーシップ教育受講者数を令和9年度(2027年度)末までに350人/年にする。<br/>34 大学発ベンチャーのスタートアップ数：200社(大学発ベンチャー第1号からの累計)<br/>35 大学発ベンチャーとの共同研究費等の受入額を令和9年度(2027年度)末までに3.5億円/年にする。</td> </tr> </table> <p>21 「ヒューマンエンパワーメント推進局」を全学的な連携のもとに設置し、プレFD、企業とのマッチング、アントレプレナーシップ教育、起業支援などを通じて、全ての博士課程学生やポストドクターを含めた若手研究者のキャリア形成支援を強化する。</p> <table border="1" data-bbox="1140 695 2132 836"> <tr> <td>評価指標</td> <td>17 ダイバーシティ・マネジメントを踏まえたキャリア形成支援環境を構築するため、ヒューマンエンパワーメント推進局を令和4年度(2022年度)中に設置する。(再掲)</td> </tr> </table> | 評価指標 | 33 アントレプレナーシップ教育受講者数を令和9年度(2027年度)末までに350人/年にする。<br>34 大学発ベンチャーのスタートアップ数：200社(大学発ベンチャー第1号からの累計)<br>35 大学発ベンチャーとの共同研究費等の受入額を令和9年度(2027年度)末までに3.5億円/年にする。 | 評価指標 | 17 ダイバーシティ・マネジメントを踏まえたキャリア形成支援環境を構築するため、ヒューマンエンパワーメント推進局を令和4年度(2022年度)中に設置する。(再掲) |
| 評価指標  | 33 アントレプレナーシップ教育受講者数を令和9年度(2027年度)末までに350人/年にする。<br>34 大学発ベンチャーのスタートアップ数：200社(大学発ベンチャー第1号からの累計)<br>35 大学発ベンチャーとの共同研究費等の受入額を令和9年度(2027年度)末までに3.5億円/年にする。   |      |   |      |   |
| 評価指標  | 17 ダイバーシティ・マネジメントを踏まえたキャリア形成支援環境を構築するため、ヒューマンエンパワーメント推進局を令和4年度(2022年度)中に設置する。(再掲)   |      |   |      |   |
| <p>4 その他社会との共創、教育、研究に関する重要事項</p> <p>9 国内外の大学や研究所、産業界等との組織的な連携や個々の大学の枠を越えた共同利用・共同研究、教育関係共同利用等を推進することにより、自らが有する教育研究インフラの高度化や単独の大学では有し得ない人的・物的資源及び教育研究資源の共有・融合による機能の強化・拡張を図る。⑬</p> | <p>4 その他社会との共創、教育、研究に関する重要事項に関する目標を達成するための措置</p> <p>4 本学と協定を締結した海外のパートナー大学との間でキャンパス機能を共有し、国境や機能の壁を越えたトランスボーダーな教育研究交流を実現するCampus-in-Campusの仕組みと海外拠点を活用して、世界の大学・機関・自治体との双方向的活動を展開・活性化するネットワーク・ハブ機能を構築する。【指定国構想】(再掲)</p> <table border="1" data-bbox="1140 1145 2132 1216"> <tr> <td>評価指標</td> <td>7 Campus-in-Campus協定を締結したパートナー大学数：15校(開始以降累計)(再掲)</td> </tr> </table>   | 評価指標 | 7 Campus-in-Campus協定を締結したパートナー大学数：15校(開始以降累計)(再掲)   |      |   |
| 評価指標  | 7 Campus-in-Campus協定を締結したパートナー大学数：15校(開始以降累計)(再掲)   |      |   |      |   |

10 大学と連携し、全国あるいは地域における初等中等・特別支援教育ならびにグローバル人材育成教育を先導するとともに、インクルーシブ教育システムを構築し、その成果を展開することで国立大学附属学校の実験教育機能を高度化する。（附属学校）⑱

11 世界の研究動向も踏まえ、最先端医学の研究成果の社会実装を推進し、その最新の知見を生かした質の高い医療を安全かつ安定的に提供することにより持続可能な地域医療体制の構築に寄与するとともに、AI、ビッグデータ等を活用し、医療分野を先導する。（附属病院）⑳

22 現在の3つの共同利用・共同研究拠点並びに3つの共同教育拠点に加えて、共同利用施設を拡充する。

|      |   |
|------|---|
| 評価指標 | 36 全国共同利用施設の認定：新規2件<br>37 筑波大学を訪れる海外共同研究者を令和9年度（2027年度）末までに2,300人／年にする（オンラインによる共同利用等を含む）。 |
|------|---|

23 大学と連携し、研究に基づいた学校教育の先端化を進めることにより、高大接続の新たなモデルを作る。

|      |  |
|------|--|
| 評価指標 | 38 大学との連携体制強化のための先取り履修・単位認定システムを令和9年度（2027年度）までに構築する（オンラインによる履修を含む）。 |
|------|--|

24 多様性の理解や主体的な学びを促進する場や方法を用いてインクルーシブ教育を実践するために、新しいマネジメント体制を確立する。

|      |   |
|------|---|
| 評価指標 | 39 インクルーシブ教育支援件数：2,800件（第4期中累計）<br>40 附属学校教育局に「経常的支援部門」と「評価企画部門」からなる新しいマネジメント部門を令和9年度（2027年度）までに構築する。 |
|------|---|

25 地域医療教育センターを核として、専門医育成プログラムの充実化により地域医療に貢献できる専門医を増やし、地域医療体制の構築に寄与する。

|      |                                |
|------|--------------------------------|
| 評価指標 | 41 専門医を毎年60名以上育成し、県内全医療圏に派遣する。 |
|------|--------------------------------|

26 超先端的医療研究開発拠点を形成し、次世代型治療装置の実用化など新たな技術による医療を導入する。

|      |  |
|------|--|
| 評価指標 | 42 特定臨床研究の新規実施件数を60件に増加させる。<br>43 次世代型粒子線治療装置を実用化する。 |
|------|--|

12 卓越した教育研究機能を持つ筑波大学のリーダーシップの下、筑波研究学園都市の総力を結集して、科学技術を基盤とした産業と文化を創出する。【独自】

27 最先端医学の研究成果の社会実装に向けた共創の場（つくばデジタルバイオ国際拠点・情報医学研究センター（仮称）等）において、AI、ビッグデータ等の革新的研究のための研究開発基盤を、附属病院内に設置しているつくばヒト組織バイオバンクセンターに情報集積し構築する。

|      |  |
|------|--|
| 評価指標 | 44 ヒト全ゲノム等最先端技術解析情報と関連するバイオバンク検体集積数：6,000件（第4期中累計） |
|------|--|

28 筑波研究学園都市の中核組織として、つくば地区の資源を共有して、研究所、自治体、企業等との連携により、また世界のサイエンスシティと協働し、地球規模課題解決に繋がる開発研究を推進する。【指定国構想】

|      |   |
|------|---|
| 評価指標 | 45 社会的要請の高い学問分野での産官学共同研究により社会実装を目指した開発研究を推進する開発研究センター設置数：16件（第3期からの累計）<br>46 筑波会議（※1）、Tsukuba Global Science Week（※2）を開催する。 |
|------|---|

※1 筑波研究学園都市に世界から産官学の優秀な若手を中心とする人材を集め、社会と科学技術の諸課題について議論を深める機会を提供することを目的とした国際会議。

※2 研究者が、国境や分野を超えてネットワークを構築し、世界最先端の研究成果を共有するとともに、つくば地区から世界へ向けて地球規模課題の解決策を発信していくことを目的とした筑波大学主催の国際的な学術集会。

29 オープンイノベーションが展開できるプラットフォーム及び実証実験フィールドを構築し、SDGs達成、グリーンリカバリー振興やスマートシティ構築に資する開発研究を行う。【指定国構想】

|      |  |
|------|--|
| 評価指標 | 47 筑波研究学園都市を未来実験フィールドとするプロジェクト：3件（第3期からの累計）<br>48 社会実装を目指してニーズドリブン型共同研究及び実証研究を推進するための開発研究施設であるIMAGINE THE FUTURE.Forum（ITF.Forum）（仮称）を令和9年度（2027年度）末までに設置する。 |
|------|--|

|   |  |      |  |      |  |
|---|--|------|--|------|--|
| <p>13 ジェンダー、国籍、年齢及び障害の有無に関わらず人間の可能性と多様性を尊重し、ダイバーシティ社会の形成を牽引する観点から、学生・研究者・職員等のダイバーシティを高めつつ、未知のポテンシャルを発掘し、育て、活用する基盤を構築することにより、持続的に新たな知と価値を創出するとともに、一人ひとりの多様な幸せ（well-being）の実現に寄与する。【独自】</p> | <p>30 全ての学生・研究者・職員が個々の能力を最大化し価値創造していく仕組み作りを行うために、「ヒューマンエンパワーメント推進局」を全学的な連携のもとに設置し、多様な学生・研究者・職員を包摂できる学習・研究・就業環境を構築するとともに、キャリア形成支援を強化する。</p> <table border="1" data-bbox="1140 316 2136 560"> <tr> <td data-bbox="1146 316 1402 560">評価指標</td> <td data-bbox="1408 316 2130 560"> <p>17 ダイバーシティ・マネジメントを踏まえたキャリア形成支援環境を構築するため、ヒューマンエンパワーメント推進局を令和4年度（2022年度）中に設置する。（再掲）</p> <p>49 組織運営（教育研究評議会、部局等）に携わる構成員または補佐する者のジェンダーバランス（非常勤を含む）を令和9年度（2027年度）末までに30%にする。</p> </td> </tr> </table>  | 評価指標 | <p>17 ダイバーシティ・マネジメントを踏まえたキャリア形成支援環境を構築するため、ヒューマンエンパワーメント推進局を令和4年度（2022年度）中に設置する。（再掲）</p> <p>49 組織運営（教育研究評議会、部局等）に携わる構成員または補佐する者のジェンダーバランス（非常勤を含む）を令和9年度（2027年度）末までに30%にする。</p> |      |  |
| 評価指標  | <p>17 ダイバーシティ・マネジメントを踏まえたキャリア形成支援環境を構築するため、ヒューマンエンパワーメント推進局を令和4年度（2022年度）中に設置する。（再掲）</p> <p>49 組織運営（教育研究評議会、部局等）に携わる構成員または補佐する者のジェンダーバランス（非常勤を含む）を令和9年度（2027年度）末までに30%にする。</p>   |      |  |      |  |
| <p>II 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>14 内部統制機能を実質化させるための措置や外部の知見を法人経営に生かすための仕組みの構築、学内外の専門的知見を有する者の法人経営への参画の推進等により、学長のリーダーシップの下で、強靱なガバナンス体制を確立する。⑳</p>  | <p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>31 学長選考・監察会議による学長の評価の実質化のほか、監事による監査体制の強化により、学長の職務の執行状況について、またガバナンス・コード等を指標とした恒常的な業務管理サイクルの構築により、法人の運営及び業務の遂行状況について適正性に関するチェック体制を強化する。</p> <table border="1" data-bbox="1140 834 2136 1010"> <tr> <td data-bbox="1146 834 1402 1010">評価指標</td> <td data-bbox="1408 834 2130 1010"> <p>50 学長選考・監察会議による評価項目を明確化する。</p> <p>51 ガバナンス・コード、業務方法書を踏まえ、毎年度定期的な検証を実施し、所要の改善を行う。また、検証・改善の結果は、総務担当副学長が確認するとともに、全学的に教職員専用サイトで共有し更なる改善に繋げる。</p> </td> </tr> </table> <p>32 学内外の専門的知見を有する者の法人経営への参画の推進のため、研修、人事交流等の多様な能力開発の機会を設け、経営的視点を有する人材の学内からの発掘・育成を推進するとともに、魅力ある職種となる明確なキャリアプランの提示により、高度で専門的な人材を学外から確保する。</p> <table border="1" data-bbox="1140 1214 2136 1390"> <tr> <td data-bbox="1146 1214 1402 1390">評価指標</td> <td data-bbox="1408 1214 2130 1390"> <p>52 法人経営に有用な各年代・階層を対象とした研修の実施や、国の政策決定過程や企業の経営戦略・手法を学ぶ経験を企図した派遣制度の活用を整備する。</p> <p>53 高度で専門的な外部人材の業務、期待される成果を踏まえた雇用と、評価に基づいた処遇を整備する。</p> </td> </tr> </table> | 評価指標 | <p>50 学長選考・監察会議による評価項目を明確化する。</p> <p>51 ガバナンス・コード、業務方法書を踏まえ、毎年度定期的な検証を実施し、所要の改善を行う。また、検証・改善の結果は、総務担当副学長が確認するとともに、全学的に教職員専用サイトで共有し更なる改善に繋げる。</p>                                | 評価指標 | <p>52 法人経営に有用な各年代・階層を対象とした研修の実施や、国の政策決定過程や企業の経営戦略・手法を学ぶ経験を企図した派遣制度の活用を整備する。</p> <p>53 高度で専門的な外部人材の業務、期待される成果を踏まえた雇用と、評価に基づいた処遇を整備する。</p> |
| 評価指標  | <p>50 学長選考・監察会議による評価項目を明確化する。</p> <p>51 ガバナンス・コード、業務方法書を踏まえ、毎年度定期的な検証を実施し、所要の改善を行う。また、検証・改善の結果は、総務担当副学長が確認するとともに、全学的に教職員専用サイトで共有し更なる改善に繋げる。</p>  |      |  |      |  |
| 評価指標  | <p>52 法人経営に有用な各年代・階層を対象とした研修の実施や、国の政策決定過程や企業の経営戦略・手法を学ぶ経験を企図した派遣制度の活用を整備する。</p> <p>53 高度で専門的な外部人材の業務、期待される成果を踏まえた雇用と、評価に基づいた処遇を整備する。</p>   |      |  |      |  |

15 大学の機能を最大限発揮するための基盤となる施設及び設備について、地域・社会・世界の多様なステークホルダーとの「共創」を促進するキャンパス、安全・安心で質の高いキャンパス、環境にやさしいサステイナブル・キャンパスとしての機能強化を図るため、保有資産を最大限活用して整備を進めるとともに、全学的なマネジメントによる戦略的な共用・再配分等を進める。②

33 優れた人材が能力を発揮し、法人経営に参画できる場として、「大学経営推進局」を創設し、IRに基づく現状分析と将来予測を踏まえた法人経営を行う。【指定国構想】

|      |                                    |
|------|------------------------------------|
| 評価指標 | 54 大学経営推進局を令和4年度（2022年度）末までに創設する。  |
|      | 55 IRに基づく現状分析と将来予測を踏まえた法人経営策を提案する。 |

34 インフラ長寿命化計画に基づき、教育研究施設の老朽改善を着実に実施することにより、老朽施設の中でも特に優先度（劣化度・危険度・重要度）の高い施設の改修を完了する。その際、環境への負荷を軽減する施設や設備の整備を併せて実施することにより、CO2削減を着実に推進する。

|      |                              |
|------|------------------------------|
| 評価指標 | 56 施設の老朽改善面積：33,000㎡（第4期中累計） |
|      | 57 CO2削減量：6,000t-CO2（第4期中累計） |

35 筑波研究学園都市及び東京地区に保有する広大な敷地を最大限活用し、多様な財源の確保も図りながら、地域・社会・世界の多様なステークホルダーとの共創を促進する施設（B2A研究所、ITF.Forum（仮称）、学生宿舎、東京地区の職員宿舎）を整備する。

|      |   |
|------|---|
| 評価指標 | 30 B2A研究所の設置：新規5件（令和6年度（2024年度）までに2件、令和7～9年度（2025～2027年度）に毎年度1件、計5件）（再掲）  |
|      | 48 社会実装を目指してニーズドリブン型共同研究及び実証研究を推進するための開発研究施設であるIMAGINE THE FUTURE.Forum（ITF.Forum）（仮称）を令和9年度（2027年度）末までに設置する。（再掲） |
|      | 58 令和7年度（2025年度）中に教育的効果を意図した形態に整備した学生宿舎（一部）の運用を開始する。  |
|      | 59 現行の老朽化した東京地区の職員宿舎について、民間の資金やノウハウを活用して整備し、令和9年度（2027年度）末までに運用を開始する。   |

|  |   |      |  |      |  |
|--|---|------|--|------|--|
|  | <p>36 土地・施設の活用状況を定期的に検証し、それを踏まえ、公募スペースの拡充・流動化を図るとともに、各部局におけるスペースの柔軟な運用を促進することにより、時々の研究ニーズや全学的な重要課題に機動的に対応できる環境を構築する。</p> <table border="1" data-bbox="1140 280 2136 387"> <tr> <td data-bbox="1144 284 1404 384">評価指標</td> <td data-bbox="1404 284 2132 384">60 時々の研究ニーズや全学的な重要課題に機動的に対応できるスペースの面積を第4期中累計1,650㎡増加させる。</td> </tr> </table>   | 評価指標 | 60 時々の研究ニーズや全学的な重要課題に機動的に対応できるスペースの面積を第4期中累計1,650㎡増加させる。   |      |  |
| 評価指標   | 60 時々の研究ニーズや全学的な重要課題に機動的に対応できるスペースの面積を第4期中累計1,650㎡増加させる。  |      |  |      |  |
| <p><b>Ⅲ 財務内容の改善に関する事項</b></p> <p>16 公的資金のほか、寄附金や産業界からの資金等の受入れを進めるとともに、適切ナリスク管理のもとでの戦略的な資金運用や、保有資産の積極的な活用、研究成果の活用促進のための出資、大学債の発行等を通じて、財源の多様化を進め、安定的な財務基盤を強化する。併せて、目指す機能強化の方向性を見据え、その機能を最大限発揮するため、学内の資源配分の最適化を進める。②③</p> | <p><b>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p>37 ステークホルダーとの関係強化や組織対組織の大型共同研究の推進等により、寄附金（基金）及び共同研究費の増加を図るとともに、投資効果の高い金融商品の運用拡大により、運用益の増加を図る。併せて、社会ニーズに対応できる外部法人に対して出資を行うとともに、社会からの幅広い投資を得て、本学の教育研究環境の一層の高度化を図るため、大学債を発行する。【指定国構想】</p> <table border="1" data-bbox="1140 695 2136 906"> <tr> <td data-bbox="1144 699 1404 903">評価指標</td> <td data-bbox="1404 699 2132 903">           61 寄附金（基金）の獲得額：44億円（平成22年度（2010年度）創設の筑波大学基金以降累計）<br/>           62 産学共同研究費等の獲得額を令和9年度（2027年度）末までに31億円／年にする。<br/>           63 資金運用益の額を令和9年度（2027年度）末までに1.4億円／年にする。         </td> </tr> </table> <p>38 学内予算の編成及び配分に当たり、各部局の教育研究の目標・成果を毎年度評価して、その結果を反映するとともに、全学的な課題や優先すべき取組に重点的に投資すること等により、学内の資源配分の最適化を進める。</p> <table border="1" data-bbox="1140 1078 2136 1147"> <tr> <td data-bbox="1144 1082 1404 1144">評価指標</td> <td data-bbox="1404 1082 2132 1144">64 全学的な課題や優先すべき取組に投資する学長裁量経費の額を5億円増加させる。</td> </tr> </table> | 評価指標 | 61 寄附金（基金）の獲得額：44億円（平成22年度（2010年度）創設の筑波大学基金以降累計）<br>62 産学共同研究費等の獲得額を令和9年度（2027年度）末までに31億円／年にする。<br>63 資金運用益の額を令和9年度（2027年度）末までに1.4億円／年にする。 | 評価指標 | 64 全学的な課題や優先すべき取組に投資する学長裁量経費の額を5億円増加させる。 |
| 評価指標   | 61 寄附金（基金）の獲得額：44億円（平成22年度（2010年度）創設の筑波大学基金以降累計）<br>62 産学共同研究費等の獲得額を令和9年度（2027年度）末までに31億円／年にする。<br>63 資金運用益の額を令和9年度（2027年度）末までに1.4億円／年にする。  |      |  |      |  |
| 評価指標   | 64 全学的な課題や優先すべき取組に投資する学長裁量経費の額を5億円増加させる。  |      |  |      |  |

IV 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項

17 外部の意見を取り入れつつ、客観的なデータに基づいて、自己点検・評価の結果を可視化するとともに、それを生かしたエビデンスベースの法人経営を実現する。併せて、経営方針や計画、その進捗状況、自己点検・評価の結果等に留まらず、教育研究の成果と社会発展への貢献等を含めて、ステークホルダーに積極的に情報発信を行うとともに、双方向の対話を通じて法人経営に対する理解・支持を獲得する。④

IV 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

39 学内情報基盤の連携を促進し、教学マネジメント室を中心として各教育組織と関連センター等とが連携した教学IRの活用推進により、学ぶ意欲を高めて高い能力の修得を支援する。また、教学IR活動を踏まえた教育課程の改善及び既存の入学選抜方法の改善を図る。

|      |                                     |
|------|-------------------------------------|
| 評価指標 | 65 教学IR活動の成果を踏まえて教育課程及び入学選抜方法を改善する。 |
|------|-------------------------------------|

40 IR分析を教学・研究・財務・広報・マーケティング等多様な側面で活用する大学IR体制を構築する。

|      |   |
|------|---|
| 評価指標 | 66 IRによる教学・研究・財務・広報・マーケティング等の向上を支援する統合IR機構（仮称）を令和5年度（2023年度）までに発足させ、令和6年度（2024年度）から統合IRシステム（仮称）を本稼働させる。 |
|------|---|

41 IRを活用した対話型の自己点検・評価について、毎年度の業務運営の状況等を含めて実施するとともに、ステークホルダーに対して積極的に情報発信・対話を行うことにより、法人経営に活用する。

|      |  |
|------|--|
| 評価指標 | 67 IRを活用した対話型の自己点検・評価とその結果を法人経営に活用するための仕組み・体制を令和4年度（2022年度）中に整備し、令和5年度（2023年度）以降、前年度業務実績についての自己点検・評価、結果の公表を毎年度実施する。<br>68 自己点検・評価結果や統合報告書等を活用したステークホルダー（学生、保護者、産業界等）との対話・意見交換を毎年度1回実施する。 |
|------|--|

|   |   |             |  |
|---|---|-------------|--|
| <p><b>V その他業務運営に関する重要事項</b></p> <p>18 AI・RPA (Robotic Process Automation) をはじめとしたデジタル技術の活用や、マイナンバーカードの活用等により、業務全般の継続性の確保と併せて、機能を高度化するとともに、事務システムの効率化や情報セキュリティ確保の観点を含め、必要な業務運営体制を整備し、デジタル・キャンパスを推進する。⑳</p> | <p><b>V その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p>42 情報セキュリティを確保した上で、事務システムの効率化と機能高度化のために業務全般のデジタル化を推進する。</p> <table border="1" data-bbox="1140 316 2136 491"> <tr> <td data-bbox="1144 317 1402 488"> <p>評価指標</p> </td> <td data-bbox="1408 317 2132 488"> <p>69 独自の脅威情報監視・検知体制を構築し、不適合環境への事前通知、指導、遮断等による情報セキュリティの確保と構成員のリテラシー向上を実現する。</p> <p>70 すべての事務組織でRPA等のツールを用いた業務自動化を実現する。</p> </td> </tr> </table>  | <p>評価指標</p> | <p>69 独自の脅威情報監視・検知体制を構築し、不適合環境への事前通知、指導、遮断等による情報セキュリティの確保と構成員のリテラシー向上を実現する。</p> <p>70 すべての事務組織でRPA等のツールを用いた業務自動化を実現する。</p> |
| <p>評価指標</p>   | <p>69 独自の脅威情報監視・検知体制を構築し、不適合環境への事前通知、指導、遮断等による情報セキュリティの確保と構成員のリテラシー向上を実現する。</p> <p>70 すべての事務組織でRPA等のツールを用いた業務自動化を実現する。</p>  |             |  |
|   | <p><b>VI 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画</b><br/>別紙参照</p> <p><b>VII 短期借入金の限度額</b></p> <p>1 短期借入金の限度額<br/>89億円</p> <p>2 想定される理由<br/>運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。</p> <p><b>VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</b></p> <p>○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <p>1. 重要な財産を譲渡する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・松代5丁目宿泊施設の宅地（土地）及び533号棟外10棟（建物）（茨城県つくば市松代5-12-3 9, 378.83㎡）を譲渡する。</li> <li>・並木4丁目職員宿舎の宅地（土地）及び401号棟外14棟（建物）（茨城県つくば市並木4-2-2 11, 142.88㎡）を譲渡する。</li> <li>・吾妻4丁目職員宿舎宅地（土地）及び301棟、302棟（建物）（茨城県つくば市吾妻4-9-6 3, 824㎡）を譲渡する。</li> <li>・附属坂戸高等学校敷地（埼玉県坂戸市千代田1-24-1 33.26㎡）を譲渡する。</li> </ul> <p>2. 重要な財産を担保に供する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。</li> </ul> |             |  |

**IX 剰余金の使途**

- 毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、
- ・教育研究の質の向上及び業務運営の改善に充てる。

**X その他****1. 施設・設備に関する計画**

| 施設・設備の内容   | 予定額（百万円）  | 財源  |
|--|-----------|---|
| ・病棟B改修<br>・桐が丘特別支援学校改築<br>・共創環境形成拠点施設<br>・附属病院再開発事業（PFI）<br>・小規模改修 | 総額 23,233 | 施設整備費補助金（2,815）<br>長期借入金（11,223）<br>大学改革支援・学位授与機構施設費交付金（684）<br>自己収入（8,511） |

（注1）施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

（注2）小規模改修について令和4年度（2022年度）以降は令和3年度（2021年度）同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、（独）大学改革支援・学位授与機構施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

**2. 人事に関する計画**

- （1）世界トップクラスに比肩する研究大学を目指し、本部と部局の両輪による全学的かつ戦略的な教員人事を推進することにより優秀な人材を確保する。特に、学問分野を継承し発展させるため、国際的に活躍できる優秀な若手教員を積極的に確保する。
- （2）教員以外の職員にあっては、業務の高度化・多様化に対応するため、人材育成基本方針に基づきステージに応じた能力開発を進める。さらに、第三の職を含む専門職人材を確保・育成するため、その特性に応じ、全学的マネジメント体制の構築や期待される成果を踏まえた評価に基づく処遇を可能とする制度の整備等を行う。
- （3）全ての教職員が、ジェンダー、国籍、年齢及び障害の有無にとらわれずその有する能力を最大限発揮できる基盤整備を進めることにより、人員構成の多様性を向上させる。さらに、意思決定プロセスにおける多様性を確保するため、組織運営に携わる者の女性比率を向上させる。

### 3. コンプライアンスに関する計画

#### 【法令に基づく適正な法人運営の計画】

法令に基づく適正な法人運営を確保するため、以下の施策を実施し、コンプライアンスに係る意識の一層の向上、浸透、定着を図る。

- (1) 学内外のコンプライアンス違反事例等を収集・検証の上、教職員研修に係る講義や資料を通じて最新の事例等を紹介する。
- (2) コンプライアンスマニュアルやコンプライアンスチェックリストを定期的に更新・拡充し、全教職員に周知する。

#### 【研究不正に係る取組】

- (1) e-learningや研修等の実効性ある研究倫理教育を実施し、教職員・学生の研究公正の意識をさらに向上させるとともに、論文剽窃チェックツールの一層の利用促進等により研究における不正行為の防止体制をさらに充実させる。
- (2) 研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクに対応し、所属研究者等が実施する研究活動の健全性・公正性（「研究インテグリティ」）を確保し説明責任を果たすよう、研究者等の理解促進のため、研修を実施するとともに、機関として必要な体制を整備する。

#### 【研究費不正に係る取組】

- (1) 教育研究費の運営、管理に係る「最高責任者（学長）」、「統括管理責任者（財務担当副学長、教育担当副学長、研究担当副学長）」、「部局責任者」及び「部局副責任者」を定め、それぞれの役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、学内外に公表する。
- (2) 教育研究費の運営、管理に係る全ての構成員に対して、不正防止のためのコンプライアンス教育を定期的・反復的に受講させることを必須とするとともに、教育研究費の適正な執行に係る誓約書の提出を求め、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図る。
- (3) 不正を発生させる要因を把握し、ルール違反防止のためのシステムや業務の有効性、効率性を中心に不正防止計画を策定することにより適正な予算執行を行う。

### 4. 安全管理に関する計画

#### ①安全管理体制の強化

安全管理体制の見直し及び整備を行うとともに、薬品・高圧ガス管理システムを広く活用することで、危険・有害物質を適正に管理し、教育及び研究上の事故を防止する。

また、講習会などの安全衛生教育を充実させ、衛生管理者をはじめとした教職員や学生などの知識習得を図り、安全衛生意識を向上させる。さらに、グローバル化に対応するため、講習やマニュアル等の英語化を進める。

②危機管理体制の強化

大規模災害の発生に備え、「大規模災害発生時における関東・甲信越地区国立大学法人等間の連携・協力に関する協定書」に基づく、迅速かつ的確な緊急支援及び復旧支援等の相互支援体制を確立し、連携の強化を図る。

また、業務継続計画（BCP）の効果を検証するため、実効性のある防災訓練を実施するとともに、課題を抽出し更新する。

5. 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

PFI事業として、下記を実施する。

<筑波大学附属病院再開発事業>

- ・事業総額：123,568百万円
- ・事業期間：平成20年度～令和13年度（24年間）

(単位：百万円)

| 年度<br>財源     | R4    | R5    | R6    | R7    | R8    | R9    | 中期目標<br>期間小計 | 次期以降<br>事業費 | 総事業費   |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------------|-------------|--------|
| 施設整備<br>費補助金 | 99    | 99    | 99    | 99    | 99    | 99    | 597          | 398         | 994    |
| 自己収入         | 5,632 | 5,398 | 5,336 | 5,248 | 5,164 | 5,083 | 31,861       | 19,578      | 51,440 |

(注) 金額はPFI事業契約に基づき計算されたものであるが、PFI事業の進展、実施状況及び経済情勢・経済環境の変化等による所要額の変更も想定されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

<筑波大学グローバルレジデンス整備事業>

- ・事業総額：8,641百万円
- ・事業期間：平成27年度～令和29年度（33年間）

(単位：百万円)

| 年度<br>財源 | R4  | R5  | R6  | R7  | R8  | R9  | 中期目標<br>期間小計 | 次期以降<br>事業費 | 総事業費  |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------------|-------------|-------|
| 自己収入     | 263 | 257 | 264 | 266 | 288 | 269 | 1,606        | 5,819       | 7,425 |

(注) 金額はPFI事業契約に基づき計算されたものであるが、PFI事業の進展、実施状況及び経済情勢・経済環境の変化等による所要額の変更も想定されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

＜筑波大学春日地区宿泊等複合施設整備事業＞

- ・事業総額：1,411百万円
- ・事業期間：令和元年度～令和37年度（37年間）

（単位：百万円）

| 年度<br>財源 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | 中期目標<br>期間小計 | 次期以降<br>事業費 | 総事業費  |
|----------|----|----|----|----|----|----|--------------|-------------|-------|
| 自己収入     | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 | 238          | 1,111       | 1,348 |

（注）金額はPFI事業契約に基づき計算されたものであるが、PFI事業の進展、実施状況及び経済情勢・経済環境の変化等による所要額の変更も想定されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

＜筑波大学附属病院陽子線施設整備運営事業＞

- ・事業総額：13,908百万円
- ・事業期間：令和3年度～令和27年度（25年間）

（単位：百万円）

| 年度<br>財源 | R4 | R5 | R6  | R7  | R8  | R9  | 中期目標<br>期間小計 | 次期以降<br>事業費 | 総事業費   |
|----------|----|----|-----|-----|-----|-----|--------------|-------------|--------|
| 自己収入     | 22 | 22 | 189 | 681 | 697 | 696 | 2,307        | 11,584      | 13,891 |

（注）金額はPFI事業契約に基づき計算されたものであるが、PFI事業の進展、実施状況及び経済情勢・経済環境の変化等による所要額の変更も想定されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

## 6. 積立金の使途

- 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。
  - ①未来社会デザイン棟(仮称)事業の一部
  - ②附属病院再開発事業の一部
  - ③その他教育、研究、診療に係る業務及びその附帯業務

## 7. マイナンバーカードの普及促進に関する計画

マイナンバーカードの健康保険証利用等のメリットの周知を通じて、教職員への普及促進に努める。

別表1 学群、学術院及び収容定員

|         |                     |           |
|---------|---------------------|-----------|
| 学群      | 人文・文化学群             | 9 6 0人    |
|         | 社会・国際学群             | 6 6 0人    |
|         | 人間学群                | 4 8 0人    |
|         | 生命環境学群              | 1, 0 2 0人 |
|         | 理工学群 (R7収容定員増)      | 2, 1 3 4人 |
|         | 情報学群 (R7収容定員増)      | 1, 0 2 6人 |
|         | 医学群                 | 1, 2 2 1人 |
|         | 体育専門学群              | 9 6 0人    |
|         | 芸術専門学群              | 4 0 0人    |
|         | 学際サイエンス・デザイン専門学群    | 1 6 0人    |
|         | (収容定員の総数)           | 9, 0 2 1人 |
| 学術院     | 人文社会ビジネス科学学術院       | 8 3 3人    |
|         | 理工情報生命学術院 (R8収容定員増) | 3, 1 5 6人 |
|         | 人間総合科学学術院 (R8収容定員増) | 2, 0 1 4人 |
|         | (収容定員の総数)           |           |
|         | 修士課程・博士前期課程         | 3, 8 1 0人 |
|         | 博士後期課程              | 1, 6 2 5人 |
|         | 一貫制博士課程             | 4 0 0人    |
| 専門職学位課程 | 1 6 8人              |           |

別表2 共同利用・共同研究拠点、教育関係共同利用拠点

|             |   |
|-------------|---|
| 共同利用・共同研究拠点 | <p>先端学際計算科学共同研究拠点（計算科学研究センター）<br/> 形質転換植物デザイン研究拠点（つくば機能植物イノベーション研究センター）<br/> 放射能環境動態・影響評価ネットワーク共同研究拠点（放射線・アイソトープ地球システム研究センター）<br/> 人の活力・健康を増進するヒューマン・ハイ・パフォーマンス先端研究拠点（ヒューマン・ハイ・パフォーマンス先端研究センター）</p> |
| 教育関係共同利用拠点  | <p>ナチュラルヒストリーに根ざした山岳科学教育拠点（山岳科学センター）<br/> 日本語学習環境支援共同利用拠点（グローバルコミュニケーション教育センター）<br/> ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン人材教育拠点（ヒューマンエンパワーメント推進局）</p>   |

## 別紙 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

## 1. 予算

令和4年度～令和9年度 予算

(単位：百万円)

| 区分                  | 金額      |
|---------------------|---------|
| 収入                  |         |
| 運営費交付金              | 211,895 |
| 施設整備費補助金            | 2,815   |
| 船舶建造費補助金            | 0       |
| 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 | 684     |
| 自己収入                | 267,371 |
| 授業料及び入学科検定料収入       | 62,502  |
| 附属病院収入              | 194,541 |
| 財産処分収入              | 0       |
| 雑収入                 | 10,328  |
| 産学連携等研究収入及び寄附金収入等   | 78,665  |
| 長期借入金収入             | 11,223  |
| 計                   | 572,653 |
| 支出                  |         |
| 業務費                 | 477,300 |
| 教育研究経費              | 284,725 |
| 診療経費                | 192,575 |
| 施設整備費               | 14,722  |
| 船舶建造費               | 0       |
| 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等  | 78,665  |
| 長期借入金償還金            | 1,966   |
| 計                   | 572,653 |

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額278,747百万円を支出する。（退職手当は除く。）

注) 人件費の見積りについては、令和5年度以降は令和4年度の人件費見積り額を踏まえ

試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人筑波大学職員の退職金に関する規則に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

#### [運営費交付金の算定方法]

- 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

#### I [基幹運営費交付金対象事業費]

- ①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。D (y - 1) は直前の事業年度におけるD (y)。
- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
  - ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。
  - ・ 学長裁量経費。
- ②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。
- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員 (①にかかる者を除く。) の人件費相当額及び教育研究経費。
  - ・ 附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費。
  - ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
  - ・ 法人の管理運営に必要な職員 (役員を含む) の人件費相当額及び管理運営経費。
  - ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。
- ③「ミッション実現加速化経費」：ミッション実現加速化経費として、当該事業年度において措置する経費。

#### [基幹運営費交付金対象収入]

- ④「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。(令和4年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外。)
- ⑤「その他収入」：検定料収入、入学料収入(入学定員超過分等)、授業料収入(収容定員超過分等)及び雑収入。令和4年度予算額を基準とし、第4期中期目標期間中は同額。

## II [特殊要因運営費交付金対象事業費]

⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

## III [附属病院運営費交付金対象事業費]

⑦「一般診療経費」：当該事業年度において附属病院の一般診療活動に必要となる人件費相当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。I (y - 1) は直前の事業年度における I (y)。

⑧「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

## [附属病院運営費交付金対象収入]

⑨「附属病院収入」：当該事業年度において附属病院における診療行為によって得られる収入。K (y - 1) は直前の事業年度における K (y)。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の基幹運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) D(y) = D(y-1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) E(y) = \{E(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \pm T(y) \pm U(y)$$

$$(3) F(y) = F(y)$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

D (y) : 教育研究等基幹経費 (①) を対象。

E (y) : その他教育研究経費 (②) を対象。

F (y) : ミッション実現加速化経費 (③) を対象。なお、本経費には各国立大学法人の新たな活動展開を含めたミッションの実現の更なる加速のために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

G (y) : 基準学生納付金収入 (④)、その他収入 (⑤) を対象。

S (y) : 政策課題等対応補正額

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T (y) : 教育研究組織調整額

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U (y) : 成果を中心とする実績状況に基づく配分

各国立大学法人の教育研究活動の実績、成果等を客観的に評価し、その結果に基づき配分する部分。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

2. 毎事業年度の特種要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$B(y) = H(y)$$

H(y) : 特種要因経費(⑥)を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$C(y) = \{I(y) + J(y)\} - K(y)$$

$$(1) I(y) = I(y-1) \pm V(y)$$

$$(2) J(y) = J(y)$$

$$(3) K(y) = K(y-1) \pm W(y)$$

I(y) : 一般診療経費(⑦)を対象。

J(y) : 債務償還経費(⑧)を対象。

K(y) : 附属病院収入(⑨)を対象。

V(y) : 一般診療経費調整額。

直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

W(y) : 附属病院収入調整額。

直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

#### 【諸係数】

$\alpha$  (アルファ) : ミッション実現加速化係数。△1.6%とする。

第4期中期目標期間中に各国立大学法人が蓄積してきた知的資源を活用して社会変革や地域の課題解決に繋げることを通じ、各法人の意識改革を促すための係数。

$\beta$  (ベータ) : 教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、運営費交付金で措置される「ミッション実現加速化経費」及び「特殊要因経費」については、令和5年度以降は令和4年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、大学改革支援・学位授与機構施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、令和4年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 業務費、施設整備費及び船舶建造費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、令和4年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「教育研究組織調整額」、「一般診療経費調整額」及び「附属病院収入調整額」については、0として試算している。また、「政策課題等対応補正額」については、令和5年度以降は令和4年度予算積算上の金額から「成果を中心とする実績状況に基づく配分」、「法科大学院公的支援見直し分」を0として加減算して試算している。

## 2. 収支計画

令和4年度～令和9年度 収支計画

(単位：百万円)

| 区分       | 金額      |
|----------|---------|
| 費用の部     | 559,649 |
| 経常費用     | 559,649 |
| 業務費      | 519,965 |
| 教育研究経費   | 75,201  |
| 診療経費     | 95,247  |
| 受託研究費等   | 55,149  |
| 役員人件費    | 1,351   |
| 教員人件費    | 156,254 |
| 職員人件費    | 136,763 |
| 一般管理費    | 12,346  |
| 財務費用     | 162     |
| 雑損       | 0       |
| 減価償却費    | 27,176  |
| 臨時損失     | 0       |
| 収入の部     | 561,337 |
| 経常収益     | 561,337 |
| 運営費交付金収益 | 205,323 |
| 授業料収益    | 51,893  |
| 入学金収益    | 8,005   |
| 検定料収益    | 1,886   |
| 附属病院収益   | 194,541 |
| 受託研究等収益  | 55,149  |
| 寄附金収益    | 22,198  |
| 財務収益     | 77      |
| 雑益       | 10,251  |
| 資産見返負債戻入 | 12,014  |
| 臨時利益     | 0       |
| 純利益      | 1,688   |
| 総利益      | 1,688   |

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。  
 注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。  
 注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等の整備のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

### 3. 資金計画

#### 令和4年度～令和9年度 資金計画

(単位：百万円)

| 区分               | 金額      |
|------------------|---------|
| 資金支出             | 580,444 |
| 業務活動による支出        | 532,311 |
| 投資活動による支出        | 38,375  |
| 財務活動による支出        | 1,966   |
| 次期中期目標期間への繰越金    | 7,792   |
| 資金収入             | 580,444 |
| 業務活動による収入        | 557,930 |
| 運営費交付金による収入      | 211,895 |
| 授業料及び入学生検定料による収入 | 62,502  |
| 附属病院収入           | 194,541 |
| 受託研究等収入          | 55,149  |
| 寄附金収入            | 23,516  |
| その他の収入           | 10,327  |
| 投資活動による収入        | 3,499   |
| 施設費による収入         | 3,499   |
| その他の収入           | 0       |
| 財務活動による収入        | 11,223  |
| 前中期目標期間よりの繰越金    | 7,792   |

注) 施設費による収入には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費交付事業にかかる交付金を含む。